

J R 日南線利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 J R 日南線の活性化及び利用促進を図るため、J R 日南線沿線の宮崎市、日南市、串間市、志布志市（以下「沿線市」という。）に所在する団体を対象に、J R 日南線を利用した活動に対し補助金を交付することとする。また、J R 日南線の活性化及び利用促進に関する事業を行う沿線市及び沿線市内団体に対し補助金を交付することにより、J R 日南線の利用促進を図るとともに、沿線市民がJ R 日南線への愛着を深めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業は、別表第1から別表第5に掲げる事業とする。

(補助対象者及び補助対象経費並びに補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者及び経費並びにそれについての補助率等は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請は、別表第1から別表第5に定める申請に必要な書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請に必要な書類の提出があったときは、書類の審査を行い、適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、別表第1及び別表第4に定める事業については、省略できるものとする。

(補助事業内容の変更又は中止)

第6条 補助対象者は、前条の規定により補助金交付決定を受けた後、当該補助金交付決定に係る事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(補助金の交付の方法)

第7条 この補助金の支払方法については、別表第1から別表第5に定めるものとする。

2 別表第2及び別表第3並びに別表第5の補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、別表第1から別表第5に定める期日までに報告に必要な書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告に必要な書類の提出があったときは、書類の審査を行い、適当と認めたときは、補助金等交付額確定通知書（別記様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、別表第1及び別表第5に定める事業については、省略できるものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第10条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(JR日南線利用促進事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 JR日南線利用促進事業補助金交付要綱（令和4年5月27日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月20日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条関係）

補助対象事業	団体利用運賃助成事業
補助対象者	1 JR日南線沿線市に住所を有する次に掲げる団体とし、申請者は当該団体の代表者とする。 (1) 小学校 (2) 中学校 (3) 幼稚園及び保育園 (4) 子ども会 (5) スポーツ少年団 (6) 部活動及びPTA活動 (7) 自治会及び校区団体 (8) 高齢者サロン (9) その他JR日南線利用促進連絡協議会会長が適当と認める団体 2 補助対象となる団体は、予算額の範囲内において1年度（4月から翌年3月までの期間）に複数回の補助を認める。
補助対象活動	1 次に掲げるもので、沿線市内団体等の市民2人以上の活動とし、児童生徒については、保護者等が同伴するものとする。 (1) 社会見学（遠足等） (2) 文化（展覧会鑑賞、大会等）・スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦等） (3) 観光・研修 (4) その他会長が適当と認める活動 2 前項に規定する活動について、1回の活動が複数日に及ぶ活動についても対象とする。
補助対象経費	JR日南線を利用した活動に係る運賃とする。
補助対象区間	補助対象となる区間は、JR日南線にある各駅間のみの利用とするが、対象となる駅として、宮崎駅及び宮崎空港駅を含むものとする。ただし、宮崎駅及び宮崎空港駅で乗降する場合は、同一の日の利用計画においてJR日南線（田吉駅－志布志駅間）を利用する場合に限る。
申請に必要な書類	JR日南線利用促進事業補助金利用計画書（別記様式第1号）
申請の期日	利用予定日の5日前までに、当該団体が所在する沿線市のJR日南線利用促進連絡協議会担当部局に提出する。
報告に必要な書類	(1) JR日南線利用促進事業補助金実績報告書兼請求書（別記様式第2号） (2) 領収書の写し又は乗車整理券（乗車駅証明書）の写真 (3) 乗車整理券（乗車駅証明書）の写真を提出する場合には、活動の内容がわかる案内文書等の資料、補助対象者が当活動において日南線を利用していることがわかる写真、乗車名簿 (4) その他会長が認めた書類
報告の期日	当該活動を行った日の翌日から起算して14日以内に会長に提出する。
支払方法	精算払い

補助額	1 JR日南線を利用して、補助対象活動を行う沿線市内団体等に対し、本事業予算額の範囲内において、同鉄道の運賃の実費全額を補助するものとし、貸切として利用する場合は、車両貸切にかかる費用とする。 2 補助額は、1団体につき20万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引が適用される場合は、適用後の運賃を補助するものとする。
-----	--

備 考

切符を利用予定日より前に購入し、JR日南線の運行休止や災害等によらない自己都合による活動の中止や延期により発生した、切符の払いもどし手数料については、補助金の対象としない。